



関企交第25号  
平成21年5月15日

船橋市地域公共交通活性化協議会  
会長 松本敦司 殿

関東運輸局長  
福本秀爾



平成21年度地域公共交通活性化・再生総合事業費補助金交付決定通知書

平成21年5月8日付け船交活第3号で申請のあった「平成21年度地域公共交通活性化・再生総合事業費補助金」については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）第6条の規定により、下記のとおり交付することを決定したので、同法第8条の規定により通知する。

記

1. 補助対象事業 地域公共交通総合連携計画策定調査事業
2. 補助対象経費及び補助金の額は、次のとおりとする。

補助対象経費	金 10,000,000 円	}	(内訳別紙)
補助金の額	金 8,000,000 円		
3. 補助対象事業については、当該補助対象事業に係る地域公共交通総合連携計画策定調査実施計画に即して実施するものとする。
4. 補助対象事業に係る手続きについては、適正化法、同法施行令（昭和30年政令第255号）及び地域公共交通活性化・再生総合事業費補助金交付要綱（平成20年2月29日国総計第100号）に定めるところに従わなければならない。

別紙

平成 21 年度地域公共交通活性化・再生総合事業費補助金交付決定事業

補助対象事業者名 船橋市地域公共交通活性化協議会

(単位：円)

補助対象事業の 種目、名称及び内容	補助対象事業の着手 及び完了予定日	補助対象経費	補助金額
地域公共交通総合連携計画策定 調査 ・ 現況課題整理 ・ 需要調査 ・ 事業内容の検討	平成 21 年 6 月中旬～  平成 22 年 3 月中旬	10,000,000	8,000,000



運輸局長印  
運輸局長印  
運輸局長印  
運輸局長印  
運輸局長印  
運輸局長印  
運輸局長印